

「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ」に対する見解

平成 27 年 2 月に厚生労働省において、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ」が公表された。

今回の中間まとめは、「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、外国人介護人材の受入れに関して、

- ・外国人技能実習制度の対象職種に介護分野を追加することについて、日本語要件等の介護分野特有の観点を踏まえつつ、年内を目途に検討し結論を得る。
- ・介護福祉士資格等を取得した外国人留学生が、卒業後の国内での就労を可能とするため、在留資格の拡充を含め、年内を目途に制度設計等を行う。

とされたことを受けて、「外国人技能実習への介護職種の追加」「外国人留学生が介護福祉士資格を取得した場合の在留資格の付与等」についてまとめられた。

このような状況を受け、日本介護福祉士会として、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ」に対する見解を示す。

1. 基本的考え方

日本の超高齢化社会においては、質の高い介護福祉士や介護職員を養成していくことが、介護保険制度の信用と安定をもたらすものである。介護保険制度で示されているように利用者の尊厳を守り、自立支援に資する介護を行うためには、高い知識、技術、倫理などが求められており、介護職員には高い教育と専門性が必要である。

介護は対人援助サービスであり、日本語でのコミュニケーション能力が不可欠である。介護行為は身体的な介護技術だけでなく、言葉での働きかけが重要な要素となり、コミュニケーション技術も必要である。したがって、外国人が日本の介護現場で働くためには、十分な日本語でのコミュニケーション能力と介護の基本的な知識、技術、倫理が必要である。

そもそも日本国内における介護人材の不足への対応は、まずは現職の日本人介護職も含め、雇用環境等の整備により日本人介護労働者の確保・定着に努めるべきである。

2. 介護分野における技能実習制度導入について

今回の介護分野における技能実習制度への導入に関しては、現在検討されている外国人技能実習制度本体の改定が目的にそって運用できるものであるという前提にたって議論されたものであり、制度本体の改定が十分に行われることを確認した上で、介護職種の追加を行うことが必要と考える。

外国人技能実習制度については、今回検討された介護職種の追加ということ以外にも、技能実習制度の見直しが行われている。

そもそも「外国人技能実習制度」とは、「技能実習生への技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成」を目的としたもので、わが国の国際協力・国際貢献の重要な一翼

である。つまりは、国内の人材不足に対応する制度ではないということである。しかし、実際の運用においては、低賃金の労働力として活用されている側面も指摘され、様々な課題を持っている制度である。技能実習制度が本来の目的にそった運用がされるように、制度本体の改定がとても重要となる。

介護職種の追加の検討において、今回公表された中間まとめの一つの論点である日本語能力について、介護は対人援助サービスであり、前提として、十分な日本語能力とコミュニケーション技術が必要であると考え。利用者とのコミュニケーション、他の介護職員、他の専門職とのコミュニケーションが不十分であれば、介護サービスは利用者の意向に沿ったものにならず、利用者の生活、生命に悪影響を及ぼす懸念もある。そのため、対人援助サービスとしての介護を実践していくための最低限の素養については必要であるとした。しかし技能実習制度はあくまでも日本から相手国への技能移転であり、実習生であるという位置づけから、日本に来て実習等を通じて必要な知識・技術を獲得していくものであるため、入国時における日本語要件については幅を持たせること（N3を望ましいとしつつもN4を要件）も可であるとしている。しかし一定の実習後（1年後）においては「介護を一定程度実践できるレベル」（N3）を要件とすること及び日本語の研修を行える体制整備の必要性などの意見を出した。

技能実習制度において、受入れ機関がしっかりとした実習計画を立て、外国人に対する人権等にも十分配慮し、技能移転に努める必要がある。あくまでも実習生であり、労働力ではない。実習指導についても必ず一定の要件をクリアした介護福祉士等が行うことや、1対1の介護サービスの提供がないようにしなければいけない旨の発言をしてきた。守るべきは国民が安心して介護を受けられる事であり、受入れ機関はその配慮を怠ってはならないし、そうならない仕組みが必要である。

3. 介護福祉士資格を有したものに対する在留資格について

日本での介護福祉士の国家資格を取得した者については、一定の質が担保されていることから日本で働き続けることには問題ないとする。

EPAの仕組み同様に、その他の外国人においても、日本の介護を学び、日本語での介護福祉士国家試験に合格したものであれば、日本の介護についての一定の知識・技術が備わっていると考えられることから在留資格を与えて、介護業務に従事することは問題ないと思われる。但し、その場合でも日本語でのコミュニケーションが十分であることが条件となる。

なお、EPAのように一定のレベルが担保された介護福祉士においても日本で働くことに関して、現場では様々な課題があり、その解決を図っていく必要があることも留意されたい。

平成27年 2月12日

公益社団法人 日本介護福祉士会

